

輪之内町告示第24号

輪之内町高校生通学定期券補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

輪之内町長 木野 隆之

輪之内町高校生通学定期券補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に居住する高校生が通学に利用するバスの定期券購入に要する費用の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに通学の利便増進を図り、もって公共交通の利用促進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生 輪之内町内に住所を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は高等学校と同等の課程と認められる課程に修業している者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、高校生を現に監護する者をいう。
- (3) バス事業者 町内に路線バスを運行している道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けたバス事業者をいう。
- (4) 通学定期券 名阪近鉄バス（株）が発行する「輪之内線」、「南北線」、「輪之内羽島線」の通学定期乗車券で、高校生の居住地から学校までの路線バスの経路で、合理的かつ経済的な経路に係るものをいう。
- (5) 補助対象経費 通学定期券購入経費のうち、高校生の居住地の最寄りバス停から当該生徒が通学する高等学校の最寄りバス停までの区間内において、最も合理的な経路を利用した場合の通学定期券購入経費をいう。

(6) 定期券取扱所 前号の通学定期券を購入することができる窓口をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、高校生の保護者とする。ただし、高校生が成年である場合には、この限りでない。

2 補助対象者の世帯全ての者が、町税等(輪之内町税条例(昭和41年輪之内町条例第9号)第3条第1項に掲げる町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該町税に係る督促手数料及び延滞金)を滞納している場合には、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じた額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、輪之内町高校生通学定期券補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 在学を証明する書類(学生証の写し、在学証明書等)

(2) 購入した通学定期券の写し(通学定期券に、有効区間、有効期間、発券日、利用者氏名及び購入金額のうちいずれかが記載されていない場合は、定期券取扱所が発行した領収書又は定期券発行証明書を添付すること。)

(3) その他町長が必要と認めるもの

2 交付申請者が、申請時において使用する通学定期券の有効期間以前に購入した通学定期券の補助金交付を受ける場合は、その通学定期券の有効期間を含む年度内に交付申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定したときは、輪之内町高校生通学定期券補助金交

付決定通知書(様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、輪之内町高校生通学定期券補助金請求書(様式第3号)を町長に提出し、請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合は、交付決定者に対して補助金を支払うものとする。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消し、既に支払われているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助の決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に利用する通学定期券(補助対象とする期間は、同日以後に限る。)から適用する。